

<添付書面>

※ 複数土地の申請をする場合には、申請する一筆の土地ごとに以下の(1)～(3)の書類を作成する必要があります。

東京都千代田区霞が関
一丁目1番1

図面の土地の所在と地番を記載してください。

(1) 承認申請に係る土地の位置及び範囲を明らかにする図面

(国土地理院地図を用いた例)



国土地理院地図、住宅地図、登記所備付地図等（縮尺は、「1/2500」以上が望ましい）に申請土地の所在及び所有権の範囲を示します。

図面の大きさは、申請する土地のみの範囲ではなく、その土地の場所が判明する程度の範囲で作成してください。

※申請土地の場所の特定が困難な図面においては、目印等（近隣施設など）となるものを含んだ記載をしてください。

※国土地理院地図及び住宅地図については、取扱いのある書店等で購入するほか、インターネットに表示されたものを使用できます。登記所備付地図については、最寄りの法務局又は登記情報提供サービスを通じて取得することができます。

国土地理院地図
(Web) はこちら→



認識している所有権の範囲をマーキングしてください。

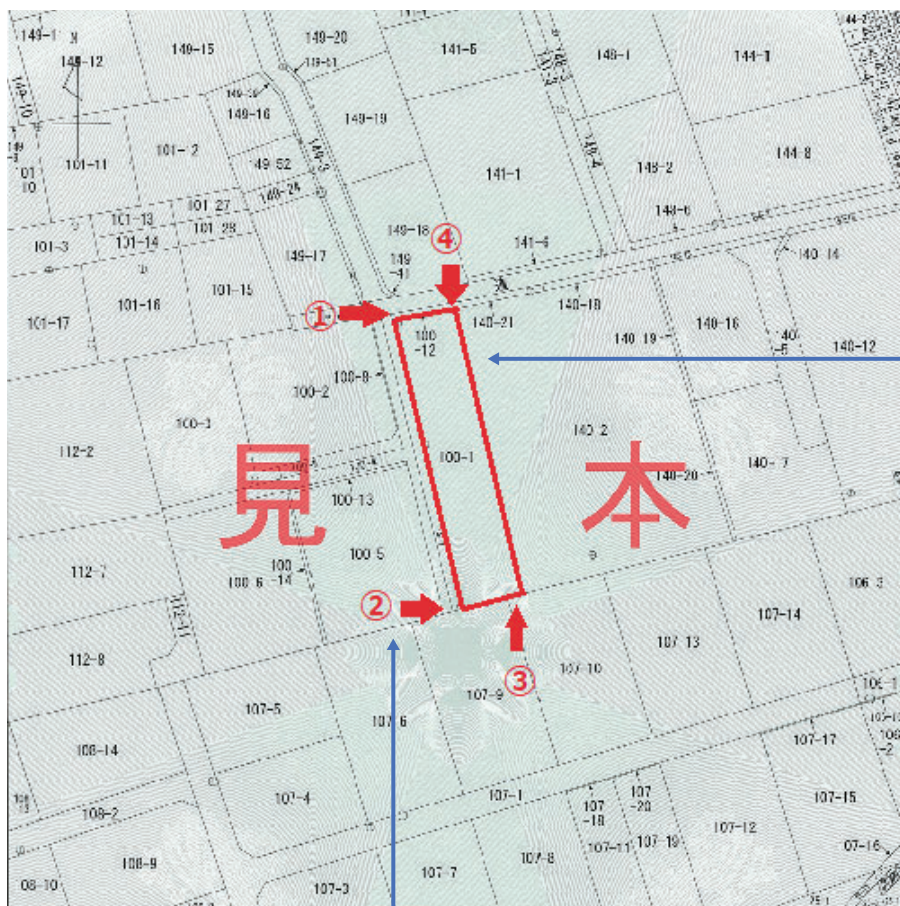
(1) 境界点等を撮影した場所に番号を振ってください。
(2) 写真を撮影した向きを矢印で示してください。

東京都千代田区霞が関
一丁目1番1

図面の土地の所在と地番を記載してください。

(1) 承認申請に係る土地の位置及び範囲を明らかにする図面

(登記所備付地図を用いた例)



国土地理院地図、住宅地図、登記所備付地図等（縮尺は、「1/2500」以上が望ましい）に申請土地の所在及び所有権の範囲を示します。

図面の大きさは、申請する土地のみの範囲ではなく、その土地の場所が判明する程度の範囲で作成してください。

※申請土地の場所の特定が困難な図面においては、目印等（近隣施設など）となるものを含んだ記載をしてください。

※国土地理院地図及び住宅地図については、取扱いのある書店等で購入するほか、インターネットに表示されたものを使用できます。登記所備付地図については、最寄りの法務局又は登記情報提供サービスを通じて取得することができます。

国土地理院地図
(Web) はこちら→



認識している所有権の範囲をマーキングしてください。

(1) 境界点等を撮影した場所に番号を振ってください。
(2) 写真を撮影した向きを矢印で示してください。

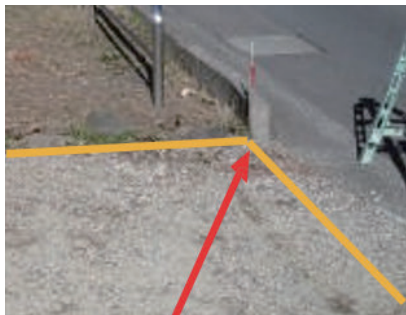
東京都千代田区霞が関一丁目1番1

写真の土地の所在と地番を記載してください。

(2) 承認申請に係る土地と当該土地に隣接する土地との境界点を明らかにする写真

(イメージ)

①



コンクリート角

②



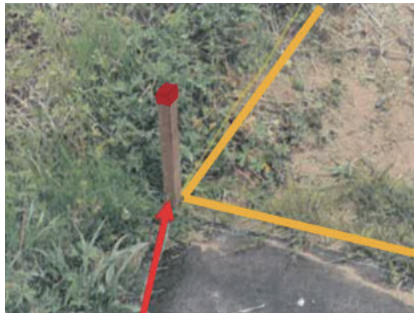
金属板

③



コンクリート杭

④



木杭

⑤



プラスチック杭

承認申請者が認識している隣接土地との境界点(※1)について、周囲から認識しやすいよう表示(※2)を行い、写真(カラー印刷が望ましい)を添付します。

(1) 地図に示した撮影場所の番号を表示してください。

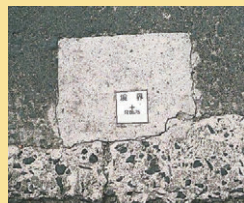
(2) 撮影場所ごとに境界点又は境界線等境界の周囲を撮影した写真を添付してください。

(3) 境界点(矢印で示してください)を起点として、認識している境界点及び境界線をマーカーで示してください。また、境界点を示す境界標等の種類(木杭、金属板など)を記載してください。

※その他既設境界標のイメージ

○石杭

○金属標



※1 隣地所有者と合意の上で設置された既存境界標又はそれに準じる工作物、境界を示す地物・地形等がある場合にはその箇所を境界点とします。(境界点の確認には、登記所備付地図等を参考にすることができます。) 既存境界標等がない場合には、仮杭等の亡失のおそれの小さい素材で位置を示す目印を設置します。新たに仮杭等によって目印を設置する場合の表示は、木杭などの設置で差し支えありません。ただし、申請時、法務局の審査時及び国庫帰属時もこの目印が残っている必要があります。これは、表示された範囲で帰属後の土地を管理することになるためです。(森林における境界表示の例はP.47) 隣地所有者と連絡が取れる場合には、事前に両者で調整の上で目印を設置することで、その後の審査がスムーズに進む場合もあります。

※2 境界点(既設境界標や仮杭等)が認識しやすいようにするための表示は、ポール・プレート・テープ類の設置等簡易なもので差し支えありません。ただし、申請時、法務局の審査時及び国庫帰属時も表示が残っている必要があります。(森林における表示の例はP.47)

(3) 承認申請に係る土地の形状を明らかにする写真

東京都千代田区霞が関
一丁目1番1写真の土地の所在と地番
を記載してください。

(遠景・近景の写真のイメージ)

1 近景写真 (撮影日: ○年○月○日)

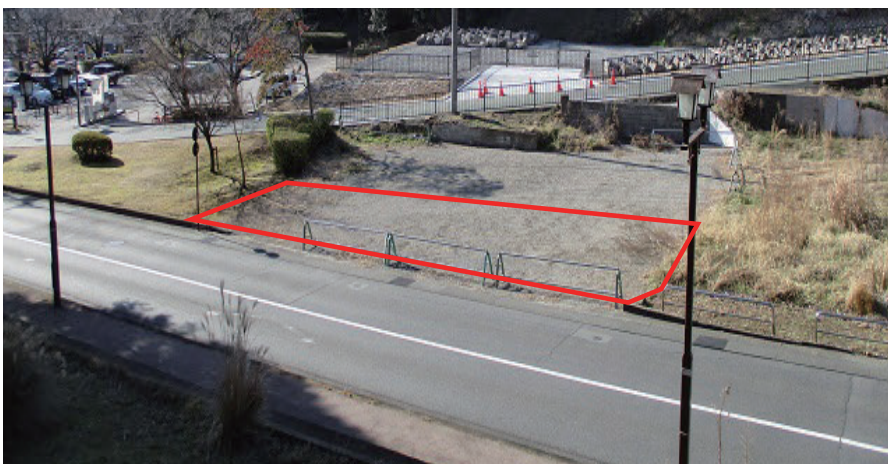


建物が存在しないこと・土地の利用状況を確認するための資料として、申請土地の現況を撮影した写真を添付します。
近景・遠景の複数の写真を提供してください。

【注意点】

- 土地の全体が分かる遠景の写真と、土地の上の有体物等が確認できる近景の写真をそれぞれ添付してください。
- 申請に係る土地の範囲をマーカーで示してください。
- 可能な範囲で添付書類の写真の撮影時期を付記してください。
- 写真の撮影時期が相当古いものである場合、現時点の土地の形状に変更が生じている可能性があり、書面審査が適切に実施できないおそれがありますので、**最新の現況が分かる写真を添付**してください。

2 遠景写真 (撮影日: ○年○月○日)



インターネットに表示された国土地理院地図の航空写真などを添付いただくこともできます。
(以下は森林の例)



申請に係る土地の範囲をマーカーで示してください。

(空中写真の出典は地理院地図 (写真))

【参考】 森林における境界表示の例

図面や写真の土地の所在と地番を記載してください。

○周囲から「既存境界標」又は「仮杭等」の位置を認識しやすいよう、ポール、プレート、テープ類（※2）を設置します。（写真はプレートの例）

○承認申請者が認識している隣接土地との境界点の位置を示す「仮杭等」（※1）を設置します。（隣地所有者と合意の上で設置された既存境界標がある場合にはその境界標「仮杭等」は、申請時、法務局の審査時及び国庫帰属時残っている必要があります。これは、「仮杭等」が設置された範囲で帰属後の土地を管理することになるためです。

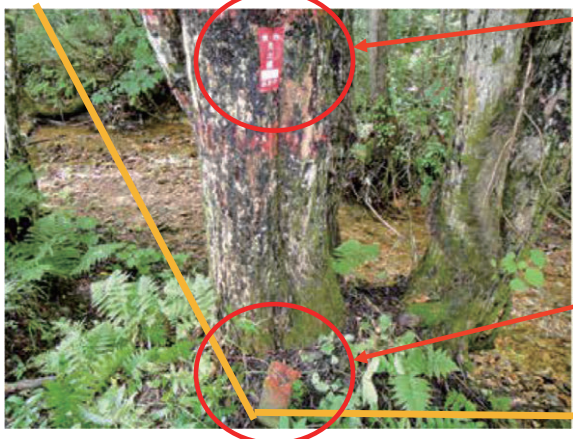
東京都千代田区霞が関一丁目1番1

(2) 承認申請に係る土地と当該土地に隣接する土地との境界点を明らかにする写真

(イメージ)

①

(1) 地図に示した撮影場所の番号を表示してください。
(2) 撮影場所ごとに境界点又は境界線等境界の周囲を撮影した写真を添付してください。
(3) 境界点(矢印で示してください)を起点として、認識している境界点及び境界線をマーカーで示してください。また、境界点を示す境界標等の種類(木杭、金属板など)を記載してください。



木杭

※1 境界点の位置を示す「仮杭等」のイメージ

一般的に使用されている木杭の例



一般的に使用されている合成樹脂標（プラスチック）の例



国有林で活用している合成樹脂標（プラスチック）の例



※2 ポール、プレート、テープ類のイメージ



ポール、テープ類の例